

介護保険のお知らせ～11月11日(いい日いい日)は「介護の日」です～ 【問合せ】介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764

高齢社会となり、介護が必要な高齢者が増加していき、多くの方に介護を身近なものとして捉えていただき、それぞれの立場で介護についての理解と認識を深め、地域における支え合いを促進するため、皆さんに介護保険制度についてお知らせします。

■介護保険制度とは⇒

この制度は、40歳以上の市民が被保険者となり介護保険料を納め、老後の不安要因である介護を、社会全体で支え合うために作られた制度です。

■介護サービスを利用できる方は⇒

65歳以上の「第1号被保険者」と、40～64歳の「第2号被保険者」の特定疾病の方で、介護が必要と認定された方です。

■利用できるサービスは⇒

〈在宅サービス(給付額の限度あり)〉

- ・訪問介護(ホームヘルプ)・訪問入浴介護・訪問リハビリテーション・訪問看護・居宅療養管理指導・通所介護(デイサービス)・通所リハビリテーション(デイケア)・福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修費支給・短期入所生活介護/療養介護(ショートステイ)・特定施設入居者生活介護・居宅介護支援

〈施設サービス〉

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・介護老人保健施設(老人保健施設)・介護療養型医療施設(療養病床等)・介護医療院

〈地域密着型サービス〉

- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等

■利用者の負担は⇒

所得に応じてサービスにかかった費用の1割～3割を負担します。

■利用者の負担軽減制度は⇒

- ①高額介護サービス費…利用者負担額が高額となり、一定額を超えた分について払い戻されます。
②高額医療合算介護サービス費…医療保険および介護保険の両制度における自己負担額が一定額を超えた分について払い戻されます。
③特定入所者介護サービス費…低所得の方が施設サービスを利用する場合、所得段階別に食費・居住費について補足給付されます。世帯全員が非課税であることや、資産要件等の条件に加えて遺族年金・障害年金等の非課税年金も段階の勘案要件となります。
④生計困難者等に対する利用者負担軽減…介護サービス事業者が低所得の方の利用者負担を軽減する制度です。
⑤障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業…制度改正による利用者負担を軽減する制度です。
⑥要介護旧措置者の経過措置…特別養護老人ホームの旧措置者で従前の利用者負担を上回らないよう負担額を軽減する制度です。

■介護サービス利用についての苦情は⇒

東京都国民健康保険団体連合会で受け付けます

が、まずは市役所1階9番介護福祉課にご相談ください。

■介護保険の相談は⇒

市役所の介護福祉課相談員が、介護保険の相談に応じています。

■介護保険料⇒

①「第1号被保険者」

賦課基準日(4月1日)の第1号被保険者の所得・年金収入およびその世帯の市民税課税状況により、その年度分の保険料が決まります。

所得段階別保険料の設定は、負担能力に応じて14段階に設定しています。

②「第2号被保険者」

加入している医療保険の算定方法に基づいて設定されます。

■介護保険料の納め方⇒

①「第1号被保険者」

年金定期支払いの際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

※次の方は納付書で納めていただきます。

- ・年金が一定額以下の方・年齢が65歳になった方(一定期間)・転入された方(一定期間)・市民税の修正申告を行った方

②「第2号被保険者」

加入している医療保険者が保険料を徴収します。

■介護保険給付制限とは⇒

介護保険料を滞納すると、要介護認定時に滞納期間に応じ給付制限が行われますのでご注意ください。

地域づくり講演会 「地域で考える『居場所づくり』」

地域コミュニティの活性化には、地域の課題に対して、地域ぐるみで取り組み、解決する仕組みを作ることが大切です。

講師を務める長田氏は、長年の活動経験を活かした「場づくり事業」を展開し、精力的に幅広い活動を行っています。

本講演会を通じて、地域での「居場所づくり」とは何か、そして「居場所づくり」が地域の活性化にどのようなつながるのかを学び、私たちができることを考えてみましょう。

【日時】11月23日(祝)午前10時～正午

【場所】もくせい会館3階 ※直接お越しください。

【講師】長田英史氏(NPO法人れんげ舎代表理事)

【問合せ】協働推進課 ☎ 551・1590

市民活動支援講座

「いま知りたい! SNSの手法と活用術」

市民活動団体が活動の幅を拡げ、団体を継続させるためには、情報の発信が必要で、市民活動の広報にSNSをどのように活動に役立てていくのかを中心に情報発信の手法と活用術について学びます。

【日時】11月20日(火)午後7時～9時

【場所】輝き市民サポート

センター

【対象】市民活動をしている方、またはこれから活動を始めたい方

【定員】先着20人

【講師】秋本創氏(NPO法人埼玉情報センター事務局次長)

【申込み】受付中。輝き市民サポートセンター ☎ 551・0166へ。

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」週間です

夫・パートナーからの暴力、性犯罪等は、女性の人権を著しく侵害するものです。運動をきっかけに、この問題を考えていきましょう。また、市役所1階ロビーでポスターの展示および啓発用DVDを上映します。

【問合せ】協働推進課 ☎ 551・1590 ※DVについての相談は社会福祉課福祉総務係 ☎ 551・1522へ。

フレッシュランド西多摩からのお知らせ

■目で学ぶ生きごみコンポスト展

ごみ減量を推進するため、家庭でできる生きごみ堆肥化の方法を展示します。

【期間】11月13日(火)～25日(日)

【和紙ちぎり絵体験教室】平成31年の干支「亥(いのしし)」をテーマにしたちぎり絵体験教室です。

【日時】12月4日(火)午前10時～正午

【場所】フレッシュランド西多摩ふれあい館

【定員】先着20人

【費用】1,000円(教材費)

【申込み】11月6日(火)～12月4日(火)までにフレッシュランド西多摩フロントへお越しください。

■教室案内

①フラダンス教室：毎週水曜日午後1時～2時

②ヨーガ教室：毎週木曜日午後1時30分～2時30分

【参加費】(1回)①、②とも、福生市、青梅市、羽村市、瑞穂町在住の方は800円、その他に在住の方は1,100円

※参加費は、教室と入浴3時間のセット料金です。また、回数券、サービス券などは利用できません。

【問合せ】フレッシュランド西多摩 ☎ 570・2626

12月の女性悩みごと相談 ～羽村市との共同事業～

自分自身の生き方、家族や職場の人間関係、配偶者や恋人からの暴力など、女性が抱えるさまざまな悩みごととの相談をお受けします。

【福生市の日時・場所】12日(水)・26日(水)午前9時～午後1時・市役所1階1番秘書広報課広報聴係内第一相談室

【羽村市の日時・場所】5日(水)・19日(水)午後1時30分～午後4時30分・羽村市役所1階市民相談室

【申込み】福生市・羽村市在住の女性の方でしたら、どちらの市へも申込みが可能です。予約制で先着3

人まで。予約は、相談日の1か月前から福生市秘書広報課広報聴係 ☎ 551・1529、羽村市市民相談係 ☎ 555・1111(内線541)へ。

公立福生病院で市民公開講座を開催します

今回のテーマは、「乳癌について」です。皆さんのご参加をお待ちしています。

【日時】11月14日(水)午後2時～3時

【場所】公立福生病院1階多目的ホール(申込み不要)

【定員】当日先着70人

【講師】瀬沼幸司氏(外科部長)

【問合せ】公立福生病院患者支援センター ☎ 551・6210

第41回福祉バザーのお知らせ

歳末恒例の「福祉バザー」を開催します。

市民の皆さんから寄せられた衣料品、日用品、雑貨等の販売のほか、福祉団体による模擬店も出店します。バザー収益金は地域福祉活動の推進等に活用させていただきます。

【日時】12月2日(日)午前10時～午後3時終了予定

【場所】福祉センター

【主催】福祉バザー実行委員会

【問合せ】社会福祉協議会 ☎ 552・2121(日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)